（様式第６号）

令和７年度福井県広域捕獲事業業務委託共同企業体協定書

（目 的）

第１条　 本協定は、共同企業体を設立し、福井県発注の令和７年度福井県広域捕獲事業業務委託（以下「本業務委託」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名 称）

第２条 本協定に基づき設立する共同企業体は、福井県発注の令和７年度福井県広域捕獲事業業務委託共同企業体（以下、「本共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 本共同企業体は、事務局を〇〇市〇〇町〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 本共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、本事業委託契約の業務完了後６ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

２ 前項の規定にかかわらず、本共同企業体は、本業務委託を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所および名称）

第５条 本共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　（１）（所在地）　〇〇県〇〇〇〇

　　　　（法人名・代表者名）　　〇〇〇〇

　（２）（所在地）　〇〇県〇〇〇〇

　　　　（法人名・代表者名）　　〇〇〇〇

 （３）（所在地）　〇〇県〇〇〇〇

　　　　（法人名・代表者名）　　〇〇〇〇

（幹事企業および代表者）

第６条　本共同企業体の幹事企業は、〇〇〇〇とする。

２　本共同企業体の幹事企業を本共同企業体の代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 本共同企業体の代表者は、本業務の実施に関し、本共同企業体を代表して発注者と折衝する権限並びに本共同企業体の名義をもって委託料の請求、受領および本共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　 本共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の委託の遂行に当るものとする。

（業務の分担）

第９条　 各構成員の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　〇〇〇〇業務　　（構成員名）

　　　〇〇〇〇業務　　（構成員名）

　　　〇〇〇〇業務　　（構成員名）

（構成員の連帯責任）

第10条　本共同企業体は、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本共同企業体の構成員は、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（構成員の個別責任）

第11条　本共同企業体の構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者または第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第13条　構成員は、本共同企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。ただし、諸事情により事業継続が困難な場合は別途運営委員会にて協議する。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第14条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産または脱退した場合においては、発注者の承認を得て、共同企業体の残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という。）を選定する。

２　前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。但し、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員および発注者の承認を得て新たな構成員を本共同企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産または脱退した構成員の分担業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第15条　本共同企業体がが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、発注者との委託契約にかかる事項については、事前に発注者と協議した上で定めるものとする。

（管轄裁判所）

第17条　本協定の紛争については、〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業〇〇〇〇ほか〇〇社は、上記のとおり本共同企業体協定を締結したので、その証として正本〇通および副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が各１通を保管し、副本について は委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和　年　　月　　日

代表者　　（住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　印

構成員　　（住　所）

（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 構成員　 　（住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 構成員　　 （住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　印